

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	亀田製菓株式会社
【英訳名】	KAMEDA SEIKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中通泰
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 藤崎哲也
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 藤崎哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	68,712,161	71,028,589	92,832,614
経常利益 (千円)	2,440,165	3,511,915	4,529,599
四半期(当期)純利益 (千円)	1,689,367	2,058,889	3,121,173
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,939,663	3,835,428	4,655,367
純資産額 (千円)	36,487,513	41,029,913	38,443,195
総資産額 (千円)	67,801,121	70,524,503	66,839,638
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	80.11	97.64	148.01
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	53.0	57.3	56.6

回次	第57期 第3四半期 連結会計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	49.54	63.23

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行による金融政策の効果により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調となりましたが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減などにより、個人消費に弱さがみられるなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況下、当グループは平成24年度からの3ヵ年中期経営計画の最終年度を迎え、「グローバル・フード・カンパニー」の実現を目指し、「国内米菓事業の収益基盤強化」「国内新規マーケットの創出」及び「海外展開の加速」の3つを経営の重点課題とし、高収益体質の実現に向け、より迅速に取り組む経営体制へ改革するとともに、社外取締役を増員し一層のガバナンス強化に努めてまいりました。

また、食品の安全・安心への関心がますます高まる中、平成26年11月に当社の亀田工場（工業団地）において、食品安全に関する国際規格「FSSC 22000（Food Safety System Certification 22000）」を認証取得し、食品安全への取り組みを積極的に推進しました。

国内米菓市場が前年並みに推移している中で、当グループはブランド維持・向上の観点から、価格競争とは一線を画し、主力ブランドのテレビCMや消費者キャンペーンなど、積極的な販売活動を展開しました。

特に、「亀田の柿の種」ブランドは、「亀田の柿の種やさ5倍」や「亀田の柿の種柚子こしょう」などの期間限定商品の販売が好調に推移するなど、前年同期を上回りました。また、「亀田のまがりせんべい」「つまみ種」の各ブランドも前年同期を上回りました。

「ハッピーターン」ブランドは、季節に対応した期間限定商品や新商品シュガーバター味を発売し、ラインアップを拡大しました。また、コンセプトショップ「HAPPY Turn's」を新たに2店舗出店し、ブランドの強化に努めました。

加えて、育成ブランドの「技のこだ割り」「揚一番」「ハイハイン」は、店頭での配荷拡大により好調に推移しました。

米菓以外では、当社が保有するコメ由来の植物性乳酸菌のサプリメントや新潟県小児科医会の推薦商品「イオンバランスおかゆ」を発売しました。また、腎臓病患者向け低たんぱく質米飯については、平成26年4月に新潟県内の企業の協力もあり、新潟大学大学院医歯学総合研究科に、食事・栄養療法の臨床的・基礎的研究のための「病態栄養学寄附講座」を開設しました。

海外においては、米国での健康志向の高まりにより、オーガニック、グルテンフリー商品の売上高が増加しました。また、中国国内においては柿の種を中心に市場の拡大に取り組みました。

以上の結果、売上高は71,028百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

利益面については、増産・合理化投資による減価償却費の増加、規制強化に伴うドライバー不足などによる物流費の増加など、コスト増加要因がありましたが、売上高拡大による工場の稼働率改善や原価低減の取り組みに加え、原材料価格が安定的に推移したことなどにより、営業利益は2,740百万円（前年同期比84.8%増）、経常利益は3,511百万円（前年同期比43.9%増）、四半期純利益は2,058百万円（前年同期比21.9%増）となりました。

(2) 財政状態

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は23,656百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,905百万円増加しました。これは主に「受取手形及び売掛金」が3,046百万円増加した一方、「現金及び預金」が1,116百万円減少したことによるものであります。固定資産は46,867百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,779百万円増加しました。これは主に有形固定資産の「その他」が831百万円、投資その他の資産の「その他」が1,794百万円それぞれ増加した一方、有形固定資産の「機械装置及び運搬具」が567百万円、無形固定資産の「のれん」が111百万円それぞれ減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、70,524百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,684百万円増加しました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は18,816百万円となり、前連結会計年度末に比べ242百万円減少しました。これは主に「電子記録債務」が727百万円、「その他」が1,355百万円それぞれ増加した一方、「短期借入金」が1,406百万円、「未払法人税等」が661百万円それぞれ減少したことによるものであります。固定負債は10,678百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,340百万円増加しました。これは主に「長期借入金」が622百万円、「退職給付に係る負債」が607百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、29,494百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,098百万円増加しました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は41,029百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,586百万円増加しました。これは主に「利益剰余金」が811百万円、「その他有価証券評価差額金」が871百万円、「為替換算調整勘定」が916百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は57.3%（前連結会計年度末は56.6%）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会などとの共存・共栄をはかり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。一方で、当社の株主のあり方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきものと考えています。

しかしながら、実際に資本市場で発生する株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値及び株主に対して不適當なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの関係の悪化をもたらすおそれのあるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないと考えられるものがあると認識しております。

当社は、このような当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する恐れのある大規模の買付行為や買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當ではないと考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

企業価値向上への取り組み

当社は、平成24年度から平成26年度までの当社グループの3か年中期経営計画を策定し、米菓事業を中心とした「グローバル・フード・カンパニー」を目指し、「国内米菓事業の収益基盤強化」「国内新規マーケットの創出」及び「海外展開の加速」の3つを経営の重点課題と位置付けております。これらの経営改革を実行するためにM & Aの活用も視野に入れながら、グループが連携して取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めていくことといたしました。

コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、昭和32年の設立時に制定された社是、経営理念ならびに経営基本方針を基本としております。

(社是)

製菓展道立己

(経営理念)

1. 会社まつわるすべての者の要望に応える

1. 会社の永劫の存続をはかる

(経営基本方針)

1. 民主経営で行く

1. 会社を私物化しない

1. 計画経営に徹する

これらの考え方に基づき、当社は創業以来一貫して現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

また、当社の社会的責任は、食品企業としてお客様に安全・安心でおいしい商品を召しあがっていただくことにあります。当社はこの責任を果たすため次のグループ行動規範を制定し、役員・従業員の職務の遂行における判断基準として周知・徹底をはかっております。

亀田製菓グループ行動規範

1. お客様に「健康」「おいしさ」「感動」をお届けすることを使命とします。

2. 良き企業市民として、地球環境の保護に取り組むとともに地域社会への貢献と調和をはかります。

3. 事業活動において、法令・ルール・社内規程・規則などを遵守し、適正に業務を遂行します。

4. 人権を尊重し、差別やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントは行いません。

5. 計画的な業務を遂行し、民主的な意思決定を遵守します。

6. 公私の区別を守り、自らの行動を律するとともに会社の利益を守ります。

7. 情報を適正に管理してインサイダー取引を防止するとともに、必要な情報開示を適時・適切に行います。

8. 特定の者に対する不当な利益・便宜の供与は行いません。

9. 公正な取引を旨とし、契約にもとづく誠実な取引を行います。

10. 反社会的勢力には屈せず、毅然とした態度で臨みます。

11. 挨拶を励行し、明るく活気のある職場をつくります。

12. 2S(整理・整頓)を推進し、安全で快適な職場をつくります。

2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

当社は、監査役会設置会社の形態を選択するとともに、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定をはかるため、執行役員制度を導入しております。また当社の取締役会は、取締役7名のうち社外取締役を4名、監査役会は監査役4名のうち社外監査役を2名としており、意思決定における客観性を高めるとともに、監査役会による経営者に対する監督機能の強化をはかっております。

また、当社は社外の有識者によるアドバイザリーボード「経営懇談会」を定期的に開催し、コーポレート・ガバナンスの強化及びコンプライアンス確保について客観的な評価・助言を得ております。内部監査を担当する監査部は、当社におけるコンプライアンスの確保、内部統制の状況に関するモニタリングを行い、取締役会及び監査役会に報告するとともに改善指導を行っております。食品企業にとって最も重要な食の安全・安心の確保については品質保証委員会を設置し、当社及び当社グループ全体を対象として、品質保証体制の構築と改善・指導にあたっております。これらの取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかっております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。また、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役で構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として対抗措置を講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守している場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、例外的に、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性を十分検討した上で、また、必要に応じて株主総会を開催し、株主の皆様承認を得た上で、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

本プランの有効期間は3年間（平成28年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで）としております。ただし、本プランは、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、上記内容の詳細につきましては、当社のホームページからご覧いただくことができます。

(<http://www.kamedaseika.co.jp/>)

4. 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的をもって導入したものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会での株主の皆様のご承認により発効することとしていることから、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、742百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,251,000
計	59,251,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,318,650	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	22,318,650	同左		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日		22,318		1,946,132		486,533

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,232,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,062,800	210,628	
単元未満株式	普通株式 23,650		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,318,650		
総株主の議決権		210,628	

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己保有株式47株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
亀田製菓株式会社	新潟県新潟市江南区亀田 工業団地3丁目1番1号	1,232,200		1,232,200	5.52
計		1,232,200		1,232,200	5.52

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の当社所有の自己株式は、1,232,347株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.52%）であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,168,644	3,051,764
受取手形及び売掛金	11,374,060	14,420,446
商品及び製品	2,159,427	2,137,888
仕掛品	716,037	704,607
原材料及び貯蔵品	2,146,410	2,075,397
その他	1,197,615	1,276,003
貸倒引当金	11,103	9,163
流動資産合計	21,751,092	23,656,944
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	9,768,813	9,702,288
機械装置及び運搬具(純額)	10,524,245	9,956,979
その他(純額)	8,252,816	9,084,755
有形固定資産合計	28,545,875	28,744,023
無形固定資産		
のれん	2,462,158	2,350,264
顧客関係資産	2,451,529	2,383,187
商標資産	1,847,121	1,765,941
技術資産	984,366	941,759
その他	720,080	811,046
無形固定資産合計	8,465,256	8,252,199
投資その他の資産		
その他	8,132,683	9,927,332
貸倒引当金	55,269	55,996
投資その他の資産合計	8,077,414	9,871,336
固定資産合計	45,088,546	46,867,558
資産合計	66,839,638	70,524,503

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,185,918	4,325,318
電子記録債務	2,145,196	2,872,775
短期借入金	4,353,554	2,947,440
未払法人税等	844,802	183,285
引当金	1,629,887	1,235,679
資産除去債務	74,830	71,582
その他	5,824,378	7,179,980
流動負債合計	19,058,567	18,816,063
固定負債		
長期借入金	2,356,120	2,979,000
退職給付に係る負債	4,158,209	4,765,653
資産除去債務	144,689	159,732
その他	2,678,856	2,774,139
固定負債合計	9,337,875	10,678,525
負債合計	28,396,442	29,494,589
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,946,132	1,946,132
資本剰余金	486,533	486,533
利益剰余金	35,320,951	36,132,530
自己株式	1,887,233	1,888,634
株主資本合計	35,866,383	36,676,561
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	419,211	1,290,880
繰延ヘッジ損益	16,420	27,877
為替換算調整勘定	1,340,220	2,256,391
退職給付に係る調整累計額	221,056	161,015
その他の包括利益累計額合計	1,964,067	3,736,165
少数株主持分	612,745	617,186
純資産合計	38,443,195	41,029,913
負債純資産合計	66,839,638	70,524,503

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	68,712,161	71,028,589
売上原価	40,445,618	40,686,681
売上総利益	28,266,542	30,341,907
販売費及び一般管理費	26,783,711	27,601,336
営業利益	1,482,831	2,740,571
営業外収益		
受取利息	10,352	9,302
受取配当金	48,222	39,982
持分法による投資利益	752,902	636,027
その他	242,863	169,128
営業外収益合計	1,054,340	854,440
営業外費用		
支払利息	52,933	29,597
その他	44,072	53,498
営業外費用合計	97,006	83,096
経常利益	2,440,165	3,511,915
特別利益		
投資有価証券売却益	348,595	-
特別利益合計	348,595	-
特別損失		
固定資産処分損	276,819	204,194
減損損失	-	198,788
特別損失合計	276,819	402,983
税金等調整前四半期純利益	2,511,940	3,108,932
法人税、住民税及び事業税	613,890	734,500
法人税等調整額	236,509	331,107
法人税等合計	850,399	1,065,608
少数株主損益調整前四半期純利益	1,661,541	2,043,324
少数株主損失()	27,825	15,564
四半期純利益	1,689,367	2,058,889

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,661,541	2,043,324
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	312,555	872,346
繰延ヘッジ損益	13,362	44,298
為替換算調整勘定	637,245	364,148
退職給付に係る調整額	-	60,040
持分法適用会社に対する持分相当額	314,959	571,351
その他の包括利益合計	1,278,122	1,792,104
四半期包括利益	2,939,663	3,835,428
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,915,739	3,830,986
少数株主に係る四半期包括利益	23,924	4,441

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が1,047,871千円増加し、利益剰余金が677,972千円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	3,053,419千円	3,253,000千円
のれんの償却額	157,851	166,721

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	274,136	利益剰余金	13	平成25年3月31日	平成25年6月24日
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	253,044	利益剰余金	12	平成25年9月30日	平成25年12月4日

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	295,214	利益剰余金	14	平成26年3月31日	平成26年6月19日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	274,123	利益剰余金	13	平成26年9月30日	平成26年12月3日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当グループは、菓子の製造販売事業とその他の事業を展開しておりますが、菓子の製造販売事業以外のセグメントはいずれも重要性が乏しいことから、菓子の製造販売事業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

当グループは、菓子の製造販売事業とその他の事業を展開しておりますが、菓子の製造販売事業以外のセグメントはいずれも重要性が乏しいことから、菓子の製造販売事業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	80円11銭	97円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,689,367	2,058,889
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,689,367	2,058,889
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,087	21,086

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成26年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	274,123千円
1株当たりの金額	13円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月3日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月10日

亀田製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている亀田製菓株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、亀田製菓株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。